資料2

熊本県アリーナ整備・運営等事業に関する委員会の公開・非公開について

令和8年(2026年)11月6日(金)
熊本県観光文化部スポーツ交流企画課

検討委員会・選定委員会での審議内容及び公開・非公開の取り扱いについて

- 会議の公開・非公開は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、各会議において決定することとされている。
- 会議は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政を推進することを主眼に、原則公開としているが、次のいずれかに該当するときは、非公開とすることができるとしている。

ア　熊本県情報公開条例第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
①法令秘等情報、②個人情報、③法人等情報、④公共の安全等情報、⑤審議・検討情報、⑥事務・事業情報、⑦議員活動情報

イ　会議を公開することで、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

【委員会での審議内容及び非公開の該当性】

審議内容	判断基準	考え方	
(1) 事業の企画段階の内容 → **検討委員会** ①実施方針・要求水準書への専門的な知見等の徴取 **公開が適当**	ア	• ①②③④⑥⑦には該当しない。 • 実施方針等には、事業概要や事業者選定などについて専門家の知見や県民の声を反映し策定することが重要である。委員会のプロセスを公開し、情報を公にすることは、県民の関心を高め、パブリックコメント等県民の声を反映させる上でも重要である。そのため、「公開」は率直な意見交換又は意思決定の中立性が看過し得ない程度に損なわれるものとは言えず、むしろ、多くの知見等を反映した実施方針の策定・決定につながる。 • 未成熟な情報や時期尚早の情報が公にされたとしても、県民に無用の誤解や憶測による混乱を生じさせ、県民への不当な影響が生じるものでもない。投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼす情報でもなく、⑤にも該当しない。	公開
	イ	• 検討委員会は県が実施方針等を策定するに当たって、専門的な知見をいただくもので、最終的には決定権者である県の裁量において判断することになる。そのため、会議開催の阻止や審議への介入などのリスクは想定しにくく、また、実施方針等への決定に影響を及ぼすものではない。	
(2) 事業者の募集・選定段階の内容 → **選定委員会** ①入札説明書・事業者選定基準等への専門的な知見等の徴取 ②事業者選定 **非公開が適当**	ア	• ①②④⑤⑦には該当しない。 • 入札説明書及び事業者選定基準は、いずれ公開するものではあるが、未確定の情報に基づき事業企画がなされる可能性や情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じる可能性があり、事業者選定や事業の成立自体に影響が及び、本事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、⑥に該当する。 • 事業者選定は、事業者からの提案内容を審査するものであり、当該提案内容には事業者のノウハウや信用等の情報が含まれ、③に該当し、公にすることで事業者の正当な利益を害するおそれがある。なお、公開とした場合、事業者の正当な利益が害されることも考えられ、事業者の提案自体が積極的に行われないおそれもあり、この点からも本件事業の成立への影響も考えられる(⑥に該当)。	非公開
	イ	• 事業者の決定に当たっては、選定委員会の判断を最大限尊重することとしており、事業者選定はもちろん、選定のベースとなる入札に関する事項や選定基準への介入等による影響が県の決定に直結するため、公正又は円滑な審議を確保しなければならない。なお、他県の事例においても同様に非公開とされている。	

検討委員会・選定委員会での審議内容及び公開・非公開の取り扱いについて

【審議スケジュールと会議の公開・非公開】

事業の企画段階の内容
↓
検討委員会

第1回検討委員会（令和8年11月6日） 公開

- 新アリーナ整備事業の実施に係る実施方針や要求水準書について、施設のビジョン・コンセプト、施設機能・規模、整備手法など重要な論点について議論

↓ パブリックコメントの実施

第2回検討委員会（令和9年1月頃を予定） 公開

- 第1回検討委員会やパブリックコメント等を踏まえた実施方針等の最終案について議論

↓ 実施方針・要求水準書の策定

事業者の募集・選定段階の内容
↓
選定委員会

第1回選定委員会（令和9年3月頃を予定） 非公開

- 事業者の募集・選定に係る入札説明書及び事業者選定基準について議論

↓ 事業者の提案募集開始

第2回選定委員会以降（時期未定） 非公開

- 事業者の提案内容の審査及び事業者の選定について議論